

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

**令和3年6月号**

## 【社会保険】算定基礎届のご準備をお願い致します

**毎年7月1日～7月10日まで**の間に、4月・5月・6月「支給」の給与額によって算定基礎届を提出しなければなりません。先日労働保険の年度更新の際には3月分の台帳まで頂いておりますが、再度社会保険の算定基礎届の提出のため、4月～6月支払の賃金台帳をお早目に頂けますようご協力をお願い致します。

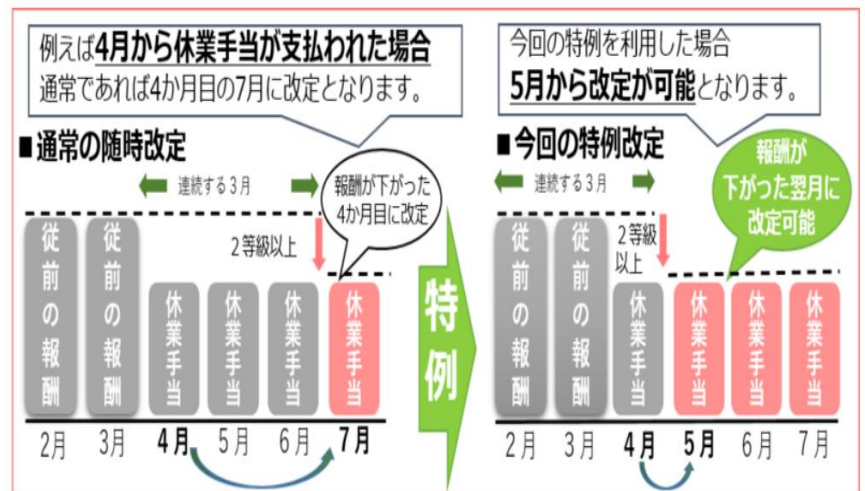
なお、算定基礎届提出の際には「**出勤日数**」がわかる書類もご一緒にお願い致します。台帳のお預かりにつきましては、ご郵送・FAX・メール・手渡し等ございますので当法人の担当職員までお問い合わせください。

## 標準報酬月額の特例改定が延長

令和2年4月から7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、社会保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定を可能としているところですが、**令和3年1月から令和3年7月までの間に**新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、特例措置が講じられることとなりました。

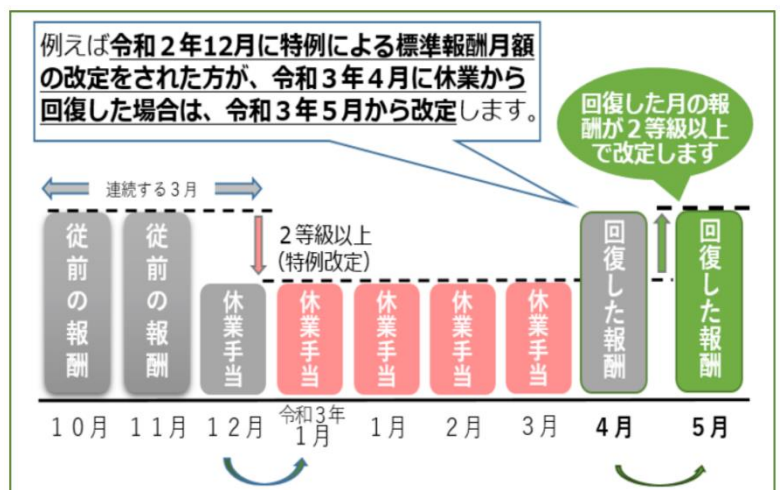
### 【対象となる要件】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業のため、令和3年1月から令和3年7月までの間に、報酬が著しく下がった月が生じた方
- 報酬が下がった月に支払われた報酬の総額が、現行の標準報酬月額より2等級以上下がった方（固定的賃金の変動がない場合も対象となります）
- 本特例改定による改定内容に本人が書面により同意している



### 【休業が明けた場合の注意点】

(特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して 2等級以上上がった場合、その翌月から標準報酬月額を改定となり、月額変更届の提出が必要です。(令和3年8月の随時改定までの取扱いです。ただし、令和3年6月または7月の報酬が著しく下がったことにより令和3年7月または8月に特例による改定を行った場合は、令和4年8月の随時改定までの取扱いです。)



## 【助成金】雇用調整助成金の特例が条件変更で延長へ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和3年4月30日までを期限とされていた雇用調整助成金の特例措置が一部内容変更のうえ、6月30日まで延長されることが決定しました。なお、判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合には支給申請様式が変更されています。

### 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等 重点措置	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等 重点措置		4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

### ■ 業況特例とは

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主が対象です。

- A) 休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標  
B) Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

(①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。)

### ■ 地域に係る特例とは（営業時間の短縮等に協力する事業主）

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が対象です。

- ① 緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ② 緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③ 要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④ 休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

**お問い合わせは当法人まで！**